

令和6年3月28日

府中市議会
議長 手塚としひさ様

府中市議会 自由クラブ
府中市議会議員 山本真実

行政視察について(報告)

このことについて次の通り報告いたします。

1.日時

令和6年3月28日(木)13時～14時30分

2.視察地

子どもの虹情報研修センター 神奈川県横浜市戸塚区汲沢町983番地

3.説明者

子どもの虹情報研修センター事務局長 渡利 賢司 様
子どもの虹情報研修センター副センター長 増沢 高 様

4.視察者

山本真実

5.視察内容と所感

別紙の通り

■行政視察報告

視察先:子どもの虹 情報研修センター

神奈川県横浜市戸塚区の概要(令和 6 年1月 1 日現在)

面積:35.79km²/人口: 283,068 人

■施設の概要

名称:子どもの虹 情報研修センター

所在地:神奈川県横浜市戸塚区汲沢町 983 番地

所管区域:基本的に横浜市

事業開始:平成14(2002)年 4 月

運営:社会福祉法人 横浜博萌会

敷地面積:1155.75 m²

延床面積: 2600.50 m²

建物規模:地上 3 階建 鉄筋コンクリート造

■施設の目的

子どもへの虐待に対応する方々の支援

児童虐待及び思春期問題にかかわる職員を養成し、また高度専門情報を集約・発信する拠点とする。

子どもたちが安心して生きられる社会を実現するため、国や地方自治体、民間の援助機関、関係団体、研究機関等と緊密に連携し、現場に学び、現場に返すことを大切にしながら、研修や研究、また専門相談、情報提供の取り組みを進める。

■事業内容

①研修

②情報

③専門相談

④研究

①研修

子ども虐待や思春期問題に携わる機関や施設の指導的立場の援助者に対して、高度な実践力習得を目的とした研修を企画、実施。

現場のニーズを反映し、講義、事例検討、演習、グループ討議などの参加型研修。

数日間に渡る研修を主とし、全国的・分野横断的人材ネットワークの構築が図れるように支援。

高度な知識・技術が普及されるよう、研修後参加者が地域で研修を実施できるよう教材や情報の提供などの支援。

②情報

子ども虐待や非行・暴力等の思春期問題に関する専門家情報の収集・提供。

【横浜いずみ学級の概略】

全国で13番目の情緒障害児短期治療施設として、昭和63年9月に情緒障害児短期治療施設「横浜いずみ学園」が横浜市の助成のもとに開設された。

(当時、入所児童は不登校、家庭内暴力、チック等の子どもが中心)

開設2年後には施設内に医療法人横浜博萌会(隣接する西横浜国際総合病院の設立母体)が運営する横浜いずみ学園診療所が開かれ、現在は予約制の精神科外来診療を行っている。

平成2年に教育棟を建設し「いずみ級」に。平成12年10月には通所部門が始まり、現在は主に学園を退園した子ども達のフォローアップや児童養護施設に在籍する子どもたちへの心理治療を行う。

平成17年5月から新たに小規模グループケアの試みとして、より家庭に近い環境で子どもの成長を見守るためグループホーム「いずみホーム」を開設。入所定員はグループホームを含めて入所56名、通所は15名。入園に際しては何度も面談をし、保護者と子ども両方と密にコミュニケーションをとる。

福祉・心理・教育・医療が連携し、情報を共有し、全員で協力しながら子どもを支援する。安心して生活し、成長していけるように環境を整えることや、困っていることを相談できるように信頼関係を構築することにより子どもがゆっくりと自分の力で育って、きめ細やかな個人心理治療とグループ療法を通じて、生きる力をつけられるように援助することに重きを置く。

児童精神科医2名(うち非常勤1名)、セラピスト(臨床心理士)9名、生活指導員(児童指導員、保育士)20名、栄養士1名、看護師1名、ファミリーソーシャルワーカー2名、事務員2名。

入所した子どもは数人の相部屋で過ごす。常時一名の見守り担当職員を配置する。食事は食堂で。夏のキャンプなどの季節ごとのイベントも行う。学園敷地内のいずみ学級に通う。

退園した子どもたちのための居場所としても機能している。困難なことがあった時に、いつでも受け入れてくれる場所があることを認識することで、保護者と子ども双方の気持ちに余裕が生まれ、無理なく改善に向かう。

■改正児童福祉法からみる児童相談所

令和4年6月8日、衆参両院の本会議にて全会一致で可決し児童福祉法改正案が可決成立した。改正案では、児童福祉施設等で生活している者の自立支援を受けられる年齢制限を撤廃することや、児童相談所長又は都道府県知事(以下、児童相談所長等と記す)が一時保護を開始する際に、裁判官が審査するなど一時保護の司法審査の強化等も盛り込まれた。また、各種申請手続きのボリュームアップ等により現場の負担感も増している。

行政権限による子どもの親からの分離については課題があるとされる一方で、児童虐待から子どもを守るためには親の意に反してでも、子どもの安全確保が第一であり、子どもの安全を図るためには児童相談所長等が躊躇なく親からの分離を図る必要性も指摘されていた。今回の法改正では7日間という期間については児童相談所等の行政権限において子どもの安全確保を図りながら、7日間を超えて一時保護を行う場合に親権者等の同意がない場合には、裁判官による司法審査を求めることになる。

裁判所との関係では施設入所や里親委託等で親権者等の意に反する場合や親権停止・喪失、管理権喪失、未成年後見人の選任・解任請求等、親権者の親権に抵触する措置が必要な場合には、家庭裁判所に申立てを行い児童相談所の行う措置や親権等の制限が子どもにとって適当なものであるのか、家庭裁判所が保護者等の意見も聞きながら判断することになる。当事者や審判の結果により影響を受ける者について一定の者については陳述の機会を付与することなども盛り込まれ、当事者や関係人の意見等を聞いたうえで判断する仕組みができています。

一方、臨検・捜索や一時保護開始時の司法審査については、子どもの安全確認や確保といった目的のため、保護者等の意見を聞いたうえで裁判官が判断するのではなく、請求者である児童相談所長等の主張について判断するのであり、保護者等が児童相談所の主張に反論する機会は設けられておらず、家事事件手続法に基づく家事審判とは異なっている。このように、今回の児福法改正において児童相談所が行う一時保護の権限行使が司法の承認を経たとしても、保護者にとっては一時保護についての反対意見を述べる機会が担保されているわけではなく、一時保護される子どもの意見を直接裁判官が聴取する機会も設けられておらず、保護者や子どもの理解が得られやすくなるものではない。

死亡事件などがクローズアップされ、児童虐待を行った保護者が刑事被告人として逮捕されるという印象を持ってしまいが、実際に児童相談所が対応しているほとんどの児童虐待ケースは、刑事事件となるようなものではない。健全な家庭において子どもが健やかに養育されるように保護者に対する援助を実施

し、保護者と共に問題の解決をはかり児童虐待がエスカレートしないように、適切な養育方法を保護者に援助すること。子どもの意見が尊重され、子どもの最善の利益が優先して考慮されることが大切である。このような相談援助活動によって児童虐待の防止や過激化を防ぐことが可能になる。

■児童相談所の課題・懸念点

都道府県、政令指定都市には設置が義務付けられ、児童相談所設置市（特別区含む）として児童相談所の設置を希望し政令で指定された市については設置可能であるなど多様な設置形態がある。児童相談所の管轄人口については、国が政令により示した参酌基準（令和5年4月1日施行）で「基本としておおむね 50 万人以下」とすべきことを規定した。しかし、全国の児童相談所の規模は様々であり、福祉行政報告例では設置自治体ごとの相談件数等は公表されているが、児童相談所ごとの相談対応件数や管轄人口は公表されていない。子どもの権利擁護の観点からは、最低限の子どもを守る仕組みは全国一律に行われる必要がある。一方で、それぞれの地域の特性に配慮した児童相談のあり方を考える視点も必要である。児童虐待予防や子育て支援は児童相談所だけが行えることではなく、市区町村や子どもの所属機関、保健機関、民間団体の連携の下で行われることであり、児童相談所の規模や相談件数、地域特性等を考慮して考える視点も必要。

また、閉鎖的な空間である児童相談所は事業所によっては、子どもの権利を侵害するような危険な事例も報告されている。保護された子どもの個人情報にも留意しなければならないが、実際に被害に遭っている親子からの聴取によると、安易に児童相談所を設置することもできない。

■今後の児童相談所のあり方

国では児童福祉司の専門性を高めるために、児童福祉司の資格化が検討されてはいるが、児童福祉司だけが児童虐待対応をはじめとした児童相談を担っているわけではない。児童相談所でも、児童福祉司、児童心理司、一時保護所職員をはじめ、医師や保健師などの多職種が関わり、措置入所後は児童福祉施設等の職員等が関わっており、在宅指導や入所措置解除後は、児童相談所と共に市区町村が虐待の再発防止の援助を実施している。児童虐待対応を担う人材のレベルアップは、児童福祉司に特化するのではなく児童相談所の各職種の力量アップをはかり、市区町村や教育各分野において子どもに関わる人材のレベルアップを行う必要がある。本市においても、各課を超えた横の繋がりが全ての施策に影響してくると思う。

そして何よりも、地域の子どもは地域の大人が育てるという意識を今一度大人たちに持ってもらいたい。国の 1 番の財産は、次世代を担っていく子ども達

であるのだから。少子化対策を抜本的に考え直さなくてはならない瀬戸際まで来ている今、社会全体の経済の底上げは必須であり、それが保護者の精神的な余裕にも繋がる。

国がやらないのであれば、自治体として未来への投資をしていくことが重要であり、最優先課題であることを改めて認識した。

